

給与支払報告書 個人別明細書 作成要領

◎令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に給与を支給した社員全員（パート・アルバイト・退職者等を含む）分を作成して、給与の支払いを受ける者の住所地の市区町村に総括表とともにご提出ください。

◎令和7年度変更点……令和6年分所得税の定額減税について、摘要欄への記載が必要です。

氏名・フリガナ・個人番号欄
個人特定に必要なため、必ずご記入ください。

住所欄

- 令和7年1月1日現在、実際に住んでいる(生活の本拠となっている)住所をご記入ください。
- アパート、マンション名、部屋番号も正確にご記入ください。
- 退職した方については、退職時に把握していた住所をご記入ください。
- この欄に記載した住所が住民票の住所と異なる場合は**摘要欄に住民票の住所**をご記入ください。

摘要欄

◆令和6年分所得税について次のようにご記入ください。	
【年末調整をした場合】※摘要欄の最初にご記載ください。	
内 容	記載方法
実際に控除した年調減税額	源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円
年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額	控除外額 ×××円 (注) 控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」
合計所得金額が1,000万円超の方で、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合	非控除対象配偶者減税有 (注) 同一生計配偶者が障害者、特別障害者または同居特別障害者に該当する場合「減税有」の追記で差し支えありません。

【年末調整をしない場合】
摘要欄に定額減税についての記載は不要です。

- 普通徴収切替理由の普A～普Fのいずれかに該当する場合は該当する符号をご記入ください。
- 前職分を含んで年末調整を行った場合は、前職分支払者の名称、退職年月日、支払金額、所得税及び復興特別所得税の合計額、社会保険料をご記入ください。
- 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合、「氏名（同配）」とご記入ください。
- 退職所得（源泉徴収されたものに限る）のある配偶者（退職所得を除いた合計所得金額が133万円以下）又は扶養親族（退職所得を除いた合計所得金額が48万円以下）がいる場合は、その者の氏名、続柄、生年月日、障害の区分、退職所得を除いた合計所得金額を記入してください（氏名の前に「退」と記載）。

[illegible]

(源泉・特別)控除対象配偶者欄・控除対象扶養親族欄

- ・(源泉・特別)控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の氏名、フリガナ、**個人番号**をご記入ください。
- ・控除対象配偶者が非居住者である場合には、区分の欄に「○」を付してください。
- ・控除対象扶養親族が非居住者である場合には区分の欄に下記を参考に「01～04」を記入してください。

非居住者(30歳未満又は70歳以上):01	非居住者(30歳以上70歳未満、障害者):03
非居住者(30歳以上70歳未満、留学生):02	非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金):04

符号	普通徴収切替理由
普A	総従業員数が2人以下 下記「普B」～「普F」に該当する全ての従業員数を差し引いた人数
普B	他の事業所で特別徴収（乙欄該当者など）
普C	給与が少なく税額が引けない
普D	給与の支払が不定期
普E	事業専従者（個人事業主のみ対象）
普F	休職、退職または退職予定者（5月末日まで）

控除対象配偶者・配偶者特別控除
控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者を有する場合、「配偶者(特別)控除の額」欄、「配偶者の氏名等」及び「配偶者の合計所得」を該当の欄にご記入ください。
「配偶者の合計所得」欄には、配偶者の収入ではなく、**所得金額**をご記入ください。
控除対象配偶者を有する場合のみ、(源泉)控除対象配偶者の有無等欄「有」に○をご記入ください。

住宅借入金等特別控除の額の内訳欄
住宅の取得等が特定取得又は特別特定取得、特例特別特例取得に該当する場合は「住宅借入金等特別控除区分」欄に、適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分「住・認・増・震」と併せて「(特)」又は「(特特)」、「(特特特)」とご記入ください。また、「住」または「震」で住宅が特別居住用家屋に該当する場合や「認」で住宅が特別認定住宅等に該当する場合は併せて「(特家)」とご記入ください。その他の「居住開始年月日」欄、「住宅借入金等特別控除可能額」欄等も該当がある場合はもれなくご記入ください。

16歳未満扶養親族欄

- 16歳未満の扶養親族の氏名、フリガナ、**個人番号**をご記入ください。
- 非居住者である場合には、区分の欄に「○」を付けてください。

◎16歳未満の年少扶養親族については、扶養控除額はありますが、住民税の課税・非課税の判定では扶養親族の人数に含まれますので、必ず「16歳未満扶養親族の数」欄に人数を、「16歳未満の扶養親族」欄に氏名等をご記入ください。

※16歳未満扶養親族とは、令和7年度では、平成21年1月2日以降に生まれた人です。

支払者の個人番号又は法人番号、
所在地、氏名欄
支払者の個人番号(12桁)又は法人番号
(13桁)をご記入ください。

さらに詳しい記載要領につきましては、『給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』（国税庁ホームページ掲載）をご覧ください。